

2. 材料リサイクル事業者の現状 一般的な再商品化工程”

一般的な材料リサイクル事業者の再商品化工程を下記に示す。
各事業者は下表の製品基準を満たすための設備で運営する必要がある。

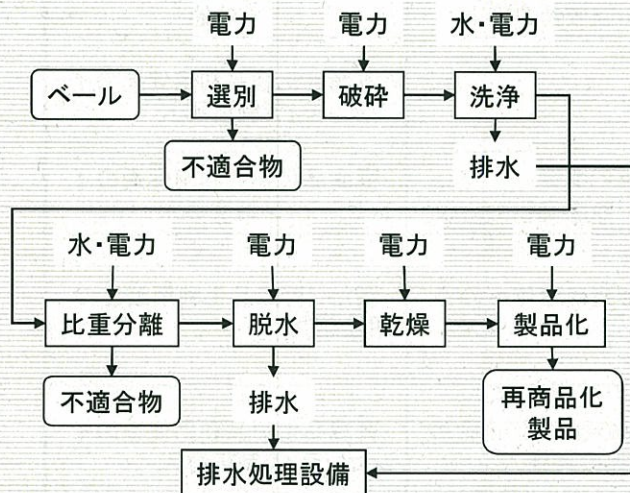


表 登録時の製品基準

	水分	塩素分	主成分	粒径	かさ密度
材料R	3%	0.6%	85%	-	-
材料R (優先)	1%	0.3%	90%	-	-
高炉還元剤	3%	2.0%	-	10mm以下	-
コークス炉	3%	-	-	15mm以下	0.2
固形燃料	-	0.3%	-	-	-

図 一般的な再商品化工程

13

2. 材料リサイクル事業者の現状 “異物除去等の品質向上のための技術開発及びその導入”

■ 現状ベールに混入している異物

・金属、紙くず、木くず、砂等のプラスチック以外の素材が異物として混入

◆ベール品質の改善により: 異物量は減少し、品質向上につながる

表 異物の混入状況
(A社例 16市町村平均)

塩ビラップ	0.99%
紙	1.70%
木くず	0.05%
未破袋	8.37%



石



スプレー缶



携帯電話機

写真 ベールに混入してくる様々な異物

■ 品質向上のための技術開発とその導入

・異物除去の技術として、遠心分離機やメルトフィルターなどの技術がある。

・入札量が安定しない現状では新技術に対して新たな投資が困難な状況である。

14

3. 中長期的な展望 “改善に向けて”

ベール品質の向上、ベール回収量の向上などに向けて、新たな取り組みが必要である

	ベール品質の向上	ベール回収量の向上	その他
特定事業者	・リサイクルに配慮した製品設計の指針 ・表記方法の統一化	—	・再商品化製品利用促進のインセンティブ制度導入
市町村	・分別基準の全国統一	・回収方法の改善 ・事業系一般廃棄物の回収	・再商品化製品利用促進のインセンティブ制度導入
再商品化事業者	・特定事業者への情報提供 ・分別基準の提案 ・見学会などを通じた消費者への教育	・周辺未加盟自治体への呼びかけ	・新たな再商品化利用製品の用途開発
国	・その他プラPETに分別 ・塩ビを法対象から外す ・中間処理施設の設備指針	・容器以外の製品プラも含めた分別収集の実施	・再商品化製品利用促進のインセンティブ制度導入
その他	—	・自治体加盟数の向上	・ソーティングセンター

15

4. 材料リサイクルに適した原料について

■材料リサイクルに適した原料

・容器包装のプラスチックのうち、PE・PP・PS・PET単一樹脂品はすべて材料リサイクルに向いている。PS、PETは材料としては使えるが現状のガイドラインの規定等から再商品化している事業者は少ない。

複合材については再商品化製品の用途によって向いているがどうかが変わる。パレットのような再生専用の成型機であれば全く問題がないが、再生用の機能を有していない成型機であれば、複合材の混入率は低い方がよい。容器材に含まれるPVC・PVDCは利用不可能である。

■容器以外で利用可能な原料

・分別対象外であるが、現状も一部はベールに混入しており利用可能なプラスチックも多くある。



図 苗鉢

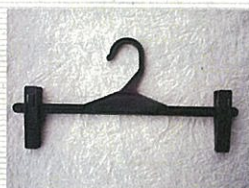


図 ハンガー



図 クリアファイル



図 指定袋



図 ポリ袋

16